統一特許裁判所（UPC）、各国裁判所で侵害が立証された事件の損害賠償額の争いに対するUPCの管轄権を判決

２０２５年３月１７日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

統一特許裁判所（UPC）の控訴裁判所は、2025年1月16日、2023年11月17日にUPCハンブルク地方部が下したUPCの管轄権に関する判決（UPC_CFI_274/2023）を覆した（UPC_CoA_30/2024）。この判決により、UPCは各国裁判所で争われた侵害訴訟について、その後の損害賠償額の争いに対する管轄権を有することとなった。

１．事件の経緯

Fives ECL, SAS（以下、Fives）は、アルミニウムの電解製造設備に関する特許EP1740740B1の特許権者である。Fivesは、デュッセルドルフ地方裁判所にて、REEL GmbH（以下、REEL）を特許権侵害で提訴した。デュッセルドルフ地方裁判所は、2022年8月9日に、侵害と損害賠償義務の存在を認めた。この侵害訴訟については、上訴されなかった。

Fivesは、2023年8月8日に、UPCハンブルク地方部に損害賠償額の決定を求め、REELは、UPCには管轄権が無いことを主張する予備的異議申し立てを行った。

UPCハンブルク地方部は、REELによる予備的異議申し立てを認め、各国裁判所で行われた侵害訴訟に基づいて損害賠償額の争いをUPCで行うことは、UPCの管轄権外であると判決した。

Fivesは UPCハンブルク地方部の判決を不服として、UPC控訴裁判所に控訴した。控訴審において、Fivesは、①欧州統一特許裁判所協定（UPCA）第32条(1)(a)は特許侵害の事実またはその脅威を法的根拠とするすべての訴訟を指しており、これにはREELに対する損害賠償訴訟も含まれること、さらに、②UPCが設立された2023年6月1日以前に発生した事件についてもUPCが管轄権を有することなどを主張した（段落8, 20）。

２．裁判所の判断の概要

①管轄権の有無について

UPC控訴裁判所は、管轄権の存在を明示した条文は存在しないものの、次のような関連する条文等からの解釈を列挙して、管轄権が存在することを判事した。

UPCA第32条(1)(a)には、特許の実際の侵害又は侵害のおそれのある事件について、裁判所が権限を有することが規定されている。ここでは、損害賠償請求訴訟が排除されてはいない。また、UPCA第32条(1)(f)には、公開された欧州特許出願に基づく損害賠償訴訟又は補償金請求訴訟について、裁判所が権限を有することが規定されている。出願に基づ

く規定であるため、本件訴訟には適用されないが、補償を求める訴訟に対して裁判所が権限を有することを支持するものである（段落 44, 48, 52）。

ブリュッセル I 改正規則（（EU）No 542/2014）第 71a 条には、UPC は複数の加盟国の共通裁判所であり、共通裁判所は規則の範囲内において加盟国の裁判所とみなされることが規定されている。各国裁判所は、自国の判決を認識するものであるから、加盟国の裁判所の判決を UPC が認識することについて規則に規定する必要はない（段落 55-56）。

裁判所の判決は、欧州特許の場合には、欧州特許が効力を有する締約国の領域を包含するべきである（UPCA 第 34 条）（段落 64）

UPCA 第 32 条(1)(a)、第 32 条(1)(f)、第 34 条を合わせて読めば、損害賠償額の決定は別個の訴訟となり得る（段落 77）。

②UPC が設立された 2023 年 6 月 1 日以前に発生した事件についての管轄権

UPCA 第 3 条(c)からも UPCA 第 32 条(1)からも、唯一の要件は欧州特許が有効であることであって、UPC が管轄権を有することを否定することはできないと判事した（段落 82）。

３．判決の影響

この判決により、各国裁判所で侵害が立証された事件について、UPC にて損害賠償額を争えることとなった。既存の特許権について、オプトアウトされていない場合は、本件のような訴訟が起こり得ることに注意が必要である。

本件のような裁判管轄を選択するメリットは、UPC の厳格な手続期間を利用することで、損害賠償訴訟を早期に進められる可能性が考えられる。

その他、認定される損害賠償額の異同について、今後の動向を見守る必要がある。

－　UPC の控訴裁判所の出した判決等は、以下参照　－

（判決、UPC_CoA_30/2024）

UPC_CoA_30/2024

（以上）